

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 三重県厚生事業団

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献するよう、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：育児休業中の待遇、育児休業後の賃金・配置その他の労働条件に関する事項について職員へ周知し、継続的に関心度を高めます。

<対策>

- 平成30年 4月～ 毎年、職場内イントラネット等を活用して、職員へ周知します。

目標2：育児休業期間中の代替職員の確保に努めます。

<対策>

- 平成30年 4月～ 育児休業期間中の代替職員の確保ができるよう、採用活動を行うとともに、業務内容や業務体制の見直しを行います。

目標3：毎年、年次有給休暇とは別に夏季休暇を5日間付与し、夏季休暇取得率 90%を目指します。

<対策>

- 平成30年 5月～ 毎年、職場内イントラネット等を活用して、職員へ周知します。

目標4：子どもの職場見学や地域行事への協力など、子どもの体験活動等への支援を行います。

<対策>

- 平成30年 9月～ ホームページ等を通じて体験活動の受け入れ等を周知し、従前からの小学校及び幼稚園の他、継続的に新規受け入れを実施します。